



平成27年4月28日

各位

会社名 三菱電機株式会社
代表者名 執行役社長 柵山 正樹
(コード番号 6503 東証第一部)
問合せ先 広報部長 船尾 英司
(TEL 03-3218-2332)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の当社第144回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」という。）の施行に伴い、委員会設置会社を指名委員会等設置会社に変更するとともに、当社機関の明確化及び条文の整理を図るための修正を行うものであります。（変更案第2条及び第25条）
- (2) 取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除する旨の規定を新設するもので、全監査委員の同意を得ております。（変更案第24条第1項及び第29条）
- (3) 改正会社法の施行を踏まえ、業務執行の監督を行うのに相応しい貴重な人材を確保し、その役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない全ての取締役と責任限定契約を締結できるよう変更するもので、全監査委員の同意を得ております。（変更案第24条第2項）
- (4) その他条文新設に伴う条項の繰り下げを行うものであります。（変更案第30条以降）

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会予定開催日	平成27年6月26日
定款変更の効力発生予定日	平成27年6月26日

※現行定款の全文は、当社ウェブサイトよりご覧いただけます。

<http://www.mitsubishielectric.co.jp/ir/management/teikan/index.html>

以上

別紙

定款変更の内容は次のとおりであります。

(注) _____ は変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>(<u>委員会設置会社</u>) 第2条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、取締役会、<u>委員会</u>及び<u>会計監査人</u>を置く。</p>	<p>(<u>機関</u>) 第2条 当社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として、<u>株主総会</u>及び<u>取締役のほかに、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人</u>を置く。</p>
<p>第3条 ～ 第23条 (条文の記載省略)</p>	<p>第3条 ～ 第23条 (現行第3条から第23条のとおり)</p>
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第24条 (新設) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間において、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第24条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間において、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(<u>委員会</u>) 第25条 <u>当社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</u> <u>2</u> <u>各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>(<u>委員会の委員</u>) 第25条 (削除) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p>
<p>第26条 ～ 第28条 (条文の記載省略)</p>	<p>第26条 ～ 第28条 (現行第26条から第28条のとおり)</p>
<p>(新設) 第29条</p>	<p>(<u>執行役の責任免除</u>) 第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項に定める責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>第29条 ～ 第32条 (条文の記載省略)</p>	<p>第30条 ～ 第33条 (現行第29条から第32条のとおり)</p>

以上